

令和5年度

鹿児島県動物愛護センター業務概要

令和6年10月



鹿児島県保健福祉部生活衛生課

まえがき

鹿児島県動物愛護センターは「地域における人と動物とのふれあい共生活動を支援する拠点施設」として平成25年10月に開所しました。開所以来、多くの県民の皆様にご利用され、犬・猫とのふれあいや譲渡の場を提供し、昨年度末までに累計で58,413人の方が来所され、犬1,007頭、猫1,423頭を新しい家族の元へ送り出したところです。

近年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多数の希望者を集めた定期的な譲渡会やイベント等を中止せざるを得ない状況が続きましたが、この間にSNSを導入する等、よりきめ細やかな情報発信を開始し、利用者の利便性に配慮した対応をとってまいりました。

現在はイベント等も以前のように実施することが可能となり、また譲渡については定期的な譲渡会の他、随時の譲渡希望にも対応できるよう体制を整えたところです。

今後もより多くの県民の皆様にご利用していただけるよう、情報発信に努め、イベントの開催等を継続するとともに、ボランティアや関係団体と協働し、より工夫を凝らした情報発信やイベント開催等に取り組んでいきたいと考えています。

さて、この10年間で県民の皆様が動物愛護への関心が高まり、本県における犬や猫の保護・引取頭数は、当センター開所前の平成24年度に比べて約75%減少しています。また、殺処分頭数については令和4年度に初めて「譲渡適性のある犬・猫の殺処分ゼロ」を達成し、令和5年度も継続しました。令和3年3月に改訂した「鹿児島県動物愛護管理推進計画」では、数値目標として「犬・猫の殺処分頭数350頭以下」を掲げていますが、これについても令和5年度に初めて達成しました。

今後は引き続き適正飼養の普及啓発に努め、この数をさらに減らすよう取り組んでまいります。

ここに、令和5年度の動物愛護センターの事業概要を取りまとめましたので、業務の参考として御活用いただければ幸いです。

令和6年10月



鹿児島県保健福祉部生活衛生課長

迫 田 豊 秋

目次

第1章 総説

1 沿革	1
2 動物愛護センターの機構組織	1
3 職員構成	1
4 所掌事務	2
5 動物愛護センター所長への委任事務	2
6 動物愛護センター所長の専決事項	2
7 手数料	2
8 動物愛護センターの概要	3
9 保健所（動物管理所）と動物愛護センターの業務の区分	4
10 鹿児島県動物愛護管理推進計画の概要	5

第2章 事業概要

1 年間行事計画	6
2 動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発	7
3 犬猫の譲渡推進	7
4 協働事業の推進	12
5 犬・猫とのふれあい	13

QRコード等（県動物愛護ホームページ、Instagram、Facebook、Youtube）



第1章 総説

1 沿革

県では、平成8年度から犬や猫の飼養希望者に対して譲渡を実施し、収容している犬や猫に生存の機会を与える等、処分頭数の減少に努めてきました。また、譲渡希望者には適正飼養に関する講習会の受講を義務づける等、適正飼養者の育成も行ってきました。

平成17年に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正施行され、国においては「動物愛護管理基本指針」を、都道府県においては「推進計画」を策定することが義務付けられるなど、それまで以上に動物愛護の普及啓発や処分頭数減少に向けた取組が求められる状況となりました。

人と動物のより良い関係づくりを推進するには、獣医師会や動物愛護団体等との相互連携体制を強化し、動物愛護思想の普及啓発及び終生飼養等、飼養者としての責任について周知徹底するとともに、譲渡頭数を増やすため、ボランティア団体等との共生・協働を推進する必要性があると認識しました。

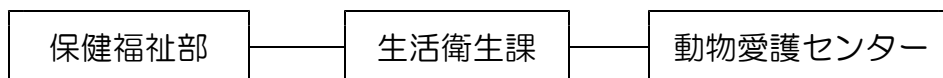
そこで県では、平成20年に「動物の愛護と適正な飼養についての県民の関心と理解の増進を図るとともに、人と動物とのふれあい共生活動を支援する拠点施設」の整備を進めることとし、平成25年10月16日に鹿児島県動物愛護センターを現在地に開所する運びとなりました。

2 動物愛護センターの機構組織

(鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例)

(設置)

第1条 県民に動物の愛護及びその適正な飼養について普及啓発を行うなどして、人と動物の共生する社会の実現を図るための公の施設として、鹿児島県動物愛護センターを設置する。



3 職員構成

(令和6年4月1日現在)

正職員				会計年度任用職員			合計
所長 (獣医師)	事務	担当 (獣医師)	計	獣医師	動物愛護 専門員	計	
1	1	1	3	1	3	4	7

その他、始良保健所との兼務1名(獣医師)

4 所掌事務（鹿児島県行政組織規則）

（業務）

第112条の2 動物愛護センターは、県民に動物の愛護及びその適正な飼養について普及啓発を行うなどして、人と動物の共生する社会の実現を図るため、次の事務を行う。

- (1) 動物の愛護及びその適正な飼養についての普及啓発に関すること。
- (2) 犬及び猫の譲渡に関すること。
- (3) 動物との触れ合いの機会の提供に関すること。
- (4) 関係団体との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、動物の愛護及びその適正な飼養に関すること。

5 動物愛護センター所長への委任事務（鹿児島県事務処理規則）

別表第6

8 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務

- (7) 動物取扱責任者研修の開催（法22③，省令10①）
- (23) 所有者が判明しない負傷動物等の収容（法36②）

29 動物愛護センターに関する事務

動物愛護センターの業務に属する犬及び猫の譲渡に係る手数料の徴収（鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成25年鹿児島県条例第54号）5）

6 動物愛護センター所長の専決事項（鹿児島県事務処理規則）

（出先機関における決裁）

第8条 所長は、次条の規定により委任された事務を決裁するほか、別表第1，別表第2及び別表第6の事項欄に掲げる事務のうち、専決者の所長欄に○印をもって示す事務について、それぞれそれらの表の所長名欄に掲げる所長に限り、専決することができる。

7 手数料

（譲渡手数料）

犬1頭又は猫1匹につき2,100円

8 動物愛護センターの概要

- (1) 所在地：霧島市隼人町小田1493-1
- (2) 施設規模：敷地面積 約4,000㎡，建物面積 約450㎡
- (3) 開所日：平成25年10月16日
- (4) 総工費：170,202千円（設計，工事，備品等）
- (5) 建物平面図

鹿児島県動物愛護センター施設のご案内

猫ふれあい室
猫とふれあうことができるスペースです。猫の屋内飼育のモデルとしても参考にしてください。（中に入る際には受付が必要です）

多目的広場
フェンスで囲まれた芝生広場です。しつけ方教室や動物の運動、イベントなどに使用します。

フリースペース
屋根付きの半屋外施設です。しつけ方教室やイベント、譲渡会などに使用します。

研修室
各種研修会や講習会、会議に使用します。最大42名(机使用時)まで利用できます。

受付
各種施設の利用に関する相談、譲渡会や研修会等の受付はこちらからどうぞ。

この色のついた部分は関係者以外は立ち入りできません。

(6) 施設の特徴

①コンパクトな施設

木造平屋建てのコンパクトな造りとなっています。その中で工夫してできることを考えていくのが当センターの方針です。

②処分設備を持たない施設

動物の処分や焼却設備はありません。

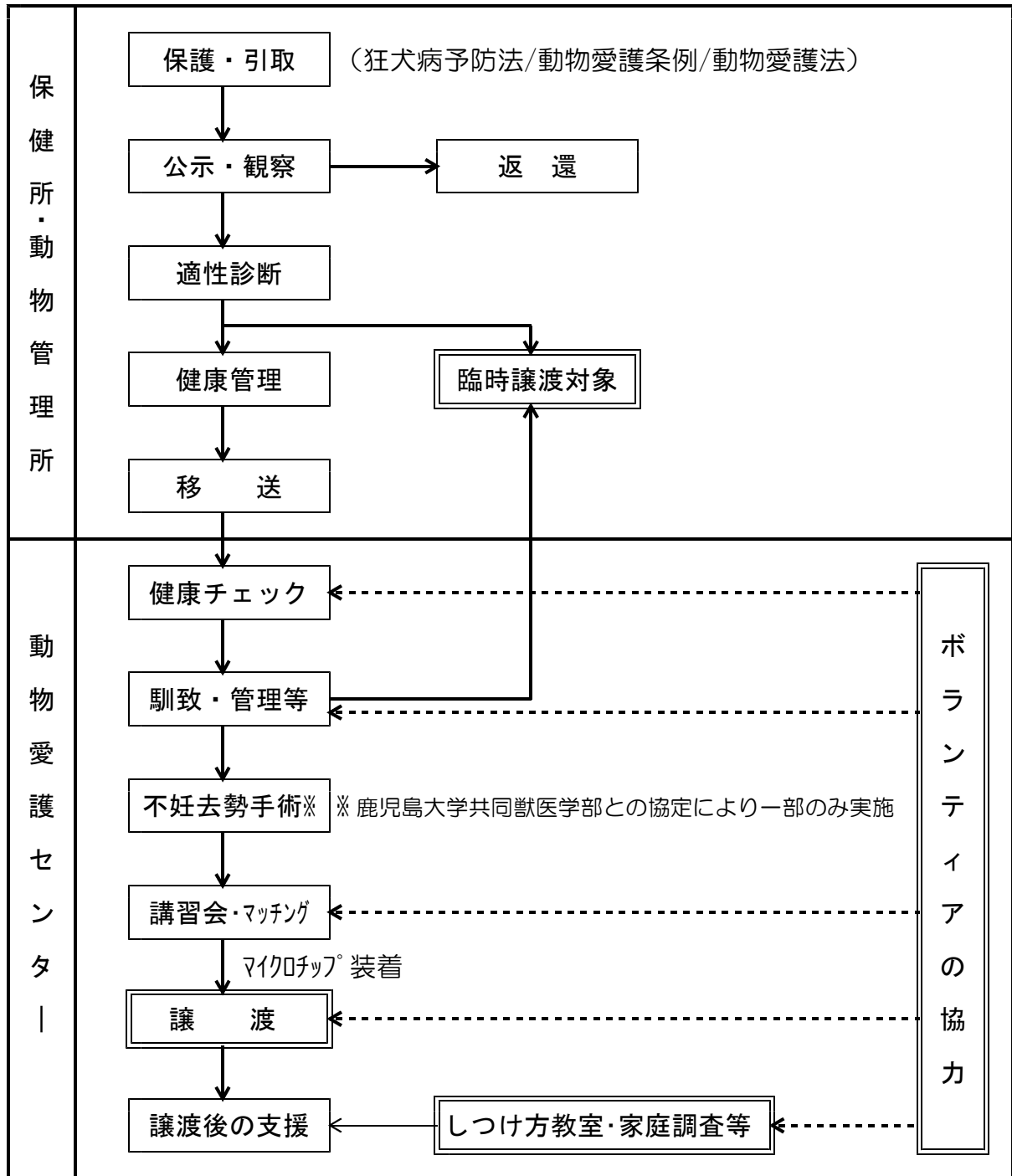
③周囲の環境に配慮した施設

動物のにおいや鳴き声、排水などにより周囲の環境に影響が及ばないように配慮しています。

④動物に配慮した施設

館内での感染症まん延を防ぐために消臭・除菌用水の噴霧を行う等の対策を講じています。また、動物のストレス軽減のため、犬はできるだけ屋外で運動する時間を持ち、猫もふれあい室などを利用して、運動できるよう心がける等、動物福祉にも配慮した施設を目指しています。

9 保健所（動物管理所）と動物愛護センターの業務の区分



鹿児島県動物愛護管理推進計画（概要版）

※（）内は本編の対応頁

基本的考え方

1. 計画改定の趣旨

（第1章1: p.1）
動物愛護管理法及び国が示す基本指針の改正を機に、これまでの取組状況を踏まえて、動物愛護や終生飼養についての県民の意識向上を図り、犬・猫の殺処分ゼロを目指すため、計画の見直しを行う。

2. 計画の期間

（第1章4: p.1）
令和3～12年度の10年間とし、5年後を目途に見直しを行う。
※鹿児島県全域を対象とする。

施策推進のための数値目標

（第4章第1節: p.26）

事項	R12年度目標
犬・猫の譲渡率	70%以上
犬・猫の殺処分頭数（うち譲渡適の犬・猫）	350頭以下（0頭）
動物愛護教室等延べ参加者数	3,000人以上

↑

事項	R元年度実績
犬・猫の譲渡率	45.2%
犬・猫の殺処分頭数（うち譲渡適の犬・猫）	1,074頭（379頭）
動物愛護教室等延べ参加者数	3,155人

現状と課題

（第2章: p.3～14, 第3章: p.15～25）

- 犬・猫の保護・引取り頭数が2,000頭を超える状況
- 飼い主のいない猫の引取り頭数が比較的多く横ばいの状況
- 飼養や譲渡が困難な子猫の引取りの割合が高い
- 改正動物愛護法による犬・猫販売時のマイクロチップ装着の義務化や動物の適正飼養のための規制強化、遺棄・虐待等に対する罰則強化

（第4章第2節: p.27）

【数値目標の達成に向けた取組】

- 犬・猫の保護・引取り頭数を減少させる。
- 返還・譲渡頭数（率）を増加させる。

殺処分頭数の減少

基本的な方針と講ずべき施策等

（第3章: p.15～25）

方針1 動物愛護思想の普及の推進

- （1）動物の愛護及び管理の普及啓発
- ・ホームページやSNSを利用した普及啓発
 - ・動物愛護教室等の充実

方針3 県民と動物の安全確保

（1）災害対策

- ・市町村や関係団体等との情報共有と協力体制の整備
- ・災害時に備えて準備すべき点について周知

方針4 関係者間の協働関係の構築

（1）人材育成

- ・模範的飼養者の育成
 - ・関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援
 - ・動物愛護管理行政担当者の専門的な知識及び技術習得
- （2）調査研究の推進
- ・動物の愛護及び管理に関する科学的知見等の情報収集

方針2 適正飼養等の推進

- （1）適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保
- ・警察等と連携した遺棄及び虐待の防止
 - ・動物愛護センターを拠点としたしつけ方教室等の開催
- （2）犬・猫の保護及び引取り頭数を減少させるための取組
- ・飼養者に対する終生飼養の更なる啓発、指導
 - ・不妊去勢手術、屋内飼養の重要性の啓発
 - ・地域猫活動への理解促進と支援
- （3）返還・譲渡の推進
- ・マイクロチップや迷子札の普及促進（所有者明示）
 - ・SNSやホームページを活用した譲渡情報の発信
 - ・犬猫の受け入れが可能な動物愛護団体との協働の推進
 - ・ミルクボランティアの支援
- （4）動物による危害防止と周辺環境の保全
- ・狂犬病予防注射の徹底及び動物由来感染症予防の啓発
 - ・咬傷事故等発生防止のための適正飼養の啓発及び指導
 - ・多頭飼育者に対する指導と福祉部局等との連携の強化
- （5）動物取扱業の適正化
- ・新たな規制の周知と動物取扱責任者研修会等の開催
- （6）産業動物等の適正な取扱いの推進
- ・関係部局と連携した普及啓発

計画の目標：「人と動物の共生する地域社会の実現」

第2章 事業概要

動物愛護センターでは、平成20年に策定した「鹿児島県動物愛護推進計画（以下、「推進計画」という。）」の目標である『人と動物の共生する地域社会の実現』に向け、動物愛護に係る事業を推進しています。

動物愛護の普及啓発に係る拠点施設としての役割を果たすため、土曜日及び日曜日を開所し、土曜日には「しつけ方教室」等、日曜日には定期的譲渡前講習会や各種イベントを開催する等、利用者の利便性の確保に努めています。

また、県内の各保健所に收容された犬や猫について、保健所職員による譲渡適性診断後に受け入れを行うとともに、動物愛護団体等とも協働して譲渡推進に取り組んでいます。

なお、推進計画については、令和元年の動物愛護法の改正や当県の状況を考慮して、令和3年3月に改正しました。

1 年間行事計画

事業名			月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
動物管理・譲渡	動物管理	譲渡動物の管理	← 随 時 →											
	動物の譲渡	譲渡会	← 随 時 →											
		譲渡後の調査	← 譲 渡 後 6 カ 月 以 降 に 実 施 →											
		団体の審査等	← 相 談 ・ 申 請 毎 →											
愛護・適正飼養の推進	適正飼養の推進	譲渡前講習会	← 毎 週 日 曜 日 (定 期) + 随 時 →											
		動物愛護教室	← 土 曜 日 / 平 日 (出 張) →											
		しつけ方教室	← 月 2 回 程 度 (土 曜 日) →											
		各種セミナーイベント等	← 月 1 回 程 度 (土 曜 日 ま た は 日 曜 日) →											
愛護の普及	動物愛護の普及	視察研修受入犬・猫とのふれあい等	← 随 時 →											
		愛護のつどい*	← 10 月 末 →											
センター運営		ホームページ、SNS更新	← 随 時 →											

* …令和5年度は動物愛センターにて開催

2 動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発

(1) 動物愛護思想の普及啓発

「動物を愛しむ心を育て、命の大切さを学ぶ心をはぐくむ」ことを目的として、動物愛護教室の実施や、ホームページやSNS、チラシ、パンフレット等による啓発活動を実施しています。



(2) 適正飼養の普及啓発

「周囲に迷惑をかけないように、ペットを正しく終生飼養することを啓発する」ことを目的として、譲渡希望者に対する「譲渡前講習会」、一般飼養者を対象とした「動物愛護教室」、「しつけ方教室」等を実施しています。

3 犬猫の譲渡推進

県が保護したり引き取ったりした犬・猫について、新たな飼い主を探す譲渡事業を推進しています。

なお、譲渡にあたっては、県が作成した「犬・猫の譲渡実施要領（以下、「譲渡要領」という。）」に基づき、個人への譲渡を行ってきましたが、平成26年からは新たな終生飼養者を探すことを目的として活動する団体等への譲渡に関する規程を追加し、譲渡の推進を図っています。

(1) 個人飼養者

譲渡要領に基づき、自ら飼養することを目的として譲渡を希望する個人を対象とした譲渡を実施しています。また、譲渡希望者に対しては、適正飼養等に関する講習会の受講を義務付ける等、模範的な飼養者の育成に取り組んでいます。なお、譲渡後に飼養状況調査等を実施し、適正飼養の推進に努めています。

(2) 譲渡推進団体等

譲渡要領に基づき、新たな終生飼養者を探すことを目的として活動する、個人、任意の団体、動物愛護団体、その他法人等の譲渡推進団体等への譲渡も行っています。これらの団体等については、あらかじめ県への登録を義務付けるとともに、最終飼養者への譲渡が行われた場合、県への報告も義務付けています。

なお、譲渡要領に基づき登録されている団体等は、令和5年度末で14件です。

表1 来館者（各イベント参加者）及び譲渡実績

	来館者 総数	動物愛護教室		しつけ教室		譲渡前講習会		譲渡会			
		回数	参加者	回数	参加者 (参加犬)	回数	参加者	回数	参加者	譲渡頭数	
										犬	猫
H25(10月~)	3,873	12	208	9	45(27)	28	408	23	399	61	21
H26	6,060	32	920	26	145(56)	73	979	58	937	152	84
H27	6,562	32	639	22	84(46)	67	1,076	72	1,082	141	99
H28	6,035	36	844	23	121(51)	77	1,028	106	1,317	108	133
H29	6,189	23	531	25	120(53)	83	1,158	134	1,531	128	150
H30	6,872	24	750	33	140(61)	112	1,328	143	1,942	125	224
R1	6,536	31	1,095	28	124(52)	62	1,147	85	1,599	82	178
R2	3,779	27	1,018	26	111(43)	67	454	107	598	54	122
R3	3,364	24	719	21	89(41)	79	546	119	690	49	151
R4	4,526	32	930	25	113(48)	108	420	137	575	54	135
R5	4,617	35	1,027	23	114(43)	167	725	184	1,013	53	126
総計	58,413	308	8,681	261	1,206(521)	923	9,269	1,168	11,683	1,007	1,423

※再譲渡頭数を含まず

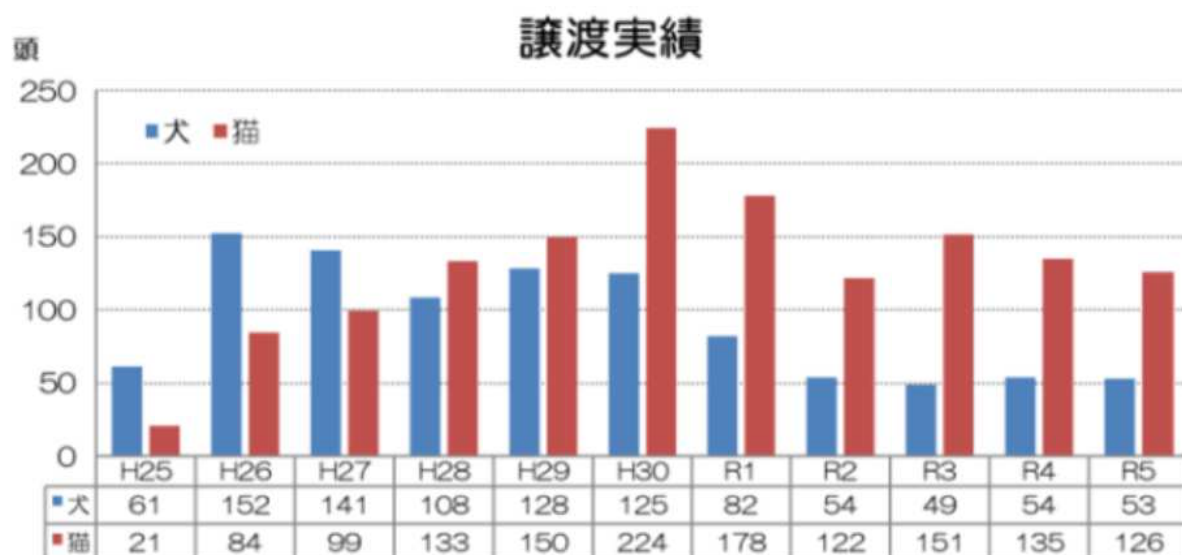
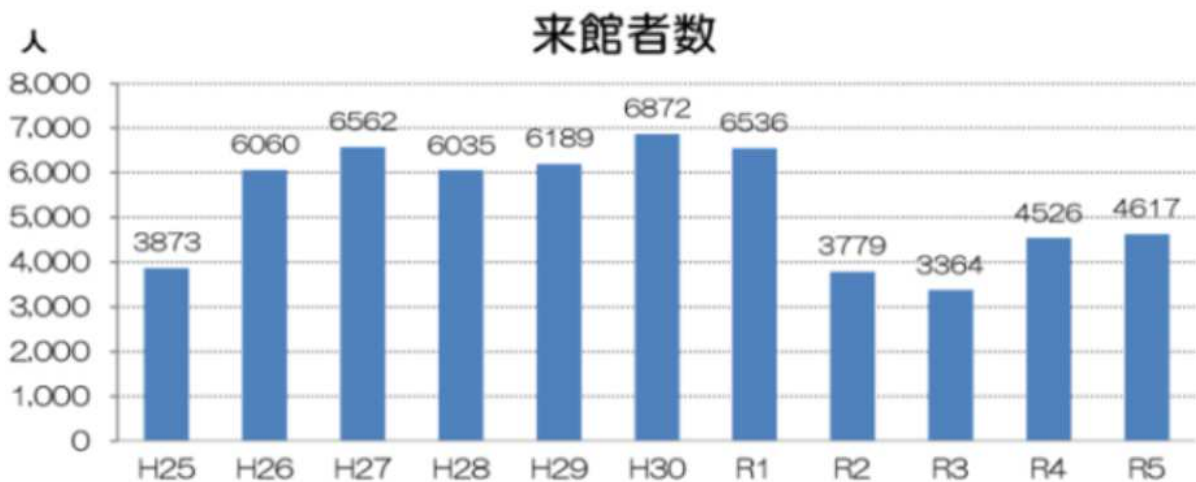


表2 視察研修等受け入れ状況（内訳）

				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計	
動物愛護 教室	所 内	小学生	回数	3	2	2	4		3	9	7	6	14	9	59	
			人数	85	150	75	79		55	262	207	227	291	174	1,605	
		中学生	回数			2	2	1	1	2			1	1	1	11
			人数			59	34	24	30	46			19	17	19	248
		その他	回数	6	12	12	12	11	8	7	2	2			7	79
			人数	41	154	119	170	117	171	186	18	18			103	1,097
	団体と 協働	回数	2	12	12	12	6	5	5	6	5	6	6	6	77	
		人数	62	125	99	123	62	41	48	72	54	49	47	47	782	
	出 張	小学生	回数		5	4	4	5	7	6	8	6	7	8	60	
			人数		434	287	284	328	453	475	642	293	488	571	4,255	
		中学生	回数	1			2									3
			人数	20			154									174
その他		回数		1						2	4	4	4	4	19	
		人数		57						78	79	108	85	102	509	
視 察	県内自治体	回数	1	4	7	8	4	2	2	1	3				32	
		人数	11	21	78	48	44	16	7	2	18				245	
	国・県外自治体	回数	2	5	3		4	1	3						18	
		人数	9	21	5		7	6	7						55	
	県内議員	回数			1		1	1	1				3		7	
		人数			19		1	1	12				34		67	
	県外議員	回数	1	4		1									6	
		人数	1	22		4									27	
	その他	回数	10	13	14	5	12	11	5	2	5	6	7		90	
		人数	86	118	313	130	111	192	24	4	51	68	93		1,190	
	インター ンシップ	大学	回数	3	1			1		1			1	2	9	
			人数	10	3			1		1			2	5	22	
高校		回数		1	3	1	2	2	3		2	1	4	19		
		人数		4	9	3	4	10	10		2	2	9	53		
専門学校		回数		6	10	8	3	4	3	1	2	1	4	42		
		人数		6	10	8	4	5	3	1	3	1	5	46		
小中学校 職場体験		回数			1	1	1	1	1			1	3	9		
		人数			1	1	2	2	2			2	5	15		
報道取材 対応	テレビ	回数	9	15	12	8	6	8	3	7	2	6	2	78		
	ラジオ	回数	2	1	1		2	4		1				11		
	新聞	回数	17	5	5	11	3	3	2	3	2	2		53		
	雑誌	回数	1	3	2	3								9		
	市町村	回数	2	10	1				1	1	1			16		
	その他	回数	1	3	1						1			6		

動物愛護センターが実施・出演したイベントの様子



小学生対象の動物愛護教室



インターンシップ・職場体験受け入れ



犬のしつけ方教室



出張講座（動物愛護教室）



動物愛護週間写真展



テレビ番組出演

4 協働事業の推進



犬の飼い方講習会及び相談会



ボランティア活動

日頃からボランティアとして動物愛護事業を実施している動物愛護団体や個人との協働活動推進を図っています。譲渡会や動物愛護イベントを共同で開催したり、各種啓発活動における協働を実施しています。

(1) 犬の飼い方講習会の開催

動物愛護センターでは適正飼養者の育成を目的として、NPO法人の協力を得て犬の飼い方講習会及び相談会を開催しています。

(2) 動物愛護活動推進のための協働事業

動物の愛護と適正な飼養について県民の理解の増進を図ることを目的として、譲渡会や動物愛護のイベントを団体等と協力して実施しています。

(3) ボランティア登録制度

複雑・多様化する動物愛護の問題に対応するためには、ボランティア等の関係者と連携協力することが必要・不可欠であると判断し、平成26年9月に「鹿児島県ボランティアとの共働により実施する動物愛護管理事業実施要領」を策定しました。この要領に基づき登録されたボランティアと協働し、動物愛護思想及び適正飼養の普及を図っています。

なお、令和5年度末現在で、25名の方が登録されています。

(4) 動物愛護の推進と獣医学教育の向上に係る協定

平成25年度末に、国立大学法人鹿児島大学共同獣医学部と「鹿児島県動物愛護センターに保管する犬・猫の不妊・去勢手術に関する協定」を締結し、動物愛護センターに保管される譲渡対象犬・猫の一部に対して不妊・去勢手術を実施しています。このことにより、みだりな繁殖防止の啓発を図るとともに、新たな飼い主の経済的負担が軽減されることによる、譲渡希望者の増加が見込まれています。

また同時に、「鹿児島県動物愛護センターにおける獣医学臨床実習受入れに関する協定」を締結し、動物愛護センターに収容されている犬・猫について、鹿児島大学による定期的な健康管理を実施しています。

5 犬・猫とのふれあい

譲渡対象動物については、動物愛護センター職員立会いのもと、ふれあいを実施しています（飼養管理の時間は除きます。）。

来館者に犬や猫とのふれあいを通じて、動物愛護思想の啓発を図るだけでなく、犬や猫にとっても多くの方とのふれあいを通じて、人にならし、譲渡の可能性を広げるという意味もあります。

